

2015年度

運輸安全報告書



掛川バスサービス株式会社

本レポートは

お客様からより一層信頼され、地域社会の発展に貢献できることを目指して、私たちが「安全・安心」を第一としたサービスを提供するために取り組んでいることを紹介するものであります。

目次

1. 輸送の安全に関する基本的な方針	3
2. 輸送の安全に関する目標および当該目標の達成状況	3
3. 自動車事故報告規則第2条に規定する事故に関する統計 (総件数および類型別の事故件数)	3
4. 輸送の安全に関する組織体制および指揮命令系統	3
5. 輸送の安全に関する重点施策	4
6. 輸送の安全に関する計画	4
7. 輸送の安全に関する予算等の実績額	5
8. 輸送の安全に関する教育および研修の計画	6
9. 輸送の安全に関する内部監査結果およびそれを踏まえた措置内容	6
10. 安全統括管理者、安全管理規程	7
11. 事故、災害等に関する報告連絡体制	7



【防災訓練】



【バス乗り方教室】



【職場集会】

1. 輸送の安全に関する基本的な方針

1. 社長は、輸送の安全の確保が事業経営の根幹であることを深く認識し、社内において輸送の安全の確保に主導的な役割を果たす。また、現場における安全に関する声に真摯に耳を傾けるなど現場の状況を十分に踏まえつつ、社員に対し輸送の安全が最も重要であるという認識を徹底させる。
2. 輸送の安全に関する計画の策定、実行、チェック、改善（Plan Do Check Action）を確実に実行し、安全対策を不断に見直すことにより、全社員が一丸となって業務を遂行することにより、絶えず輸送の安全の向上に努める。また、安全性に関する情報については、積極的に公表する。

2. 輸送の安全に関する目標および当該目標の達成状況

2015年度に設定しました目標および達成状況は次のとおりであります。

目標	達成状況
<u>重大事故等の撲滅</u>	
・重大事故：0件	○ 発生件数：0件
・車内事故：0件	○ 発生件数：0件
・物損事故：2件以内	× 発生件数：4件(軽微含む)
・苦情：5件以内	× 発生件数：15件

(○:達成 ×:未達成)

3. 自動車事故報告規則第2条に規定する事故に関する統計

2015年4月1日から2016年3月31日までの期間における事故件数は、次のとおりであります。

事故総件数 0件

4. 輸送の安全に関する組織体制および指揮命令系統

(別紙2)『輸送の安全に関する組織体制および指揮命令系統』参照

5. 輸送の安全に関する重点施策

輸送の安全に関する基本的な方針に基づいて、重点的に実施した施策は次のとおりであります。

- ① 運行管理者、補助者及び運転士への安全意識を高めるための教育指導
- ② 厳正な点呼業務の執行と法令遵守指導
- ③ 全運転士への面接による教育指導
- ④ アルコール測定値異常者の撲滅、従業員家族への手紙による協力依頼
- ⑤ 血圧治療継続者、再検査者の血圧測定による健康確認
- ⑥ 通院継続者に対する健康管理指導

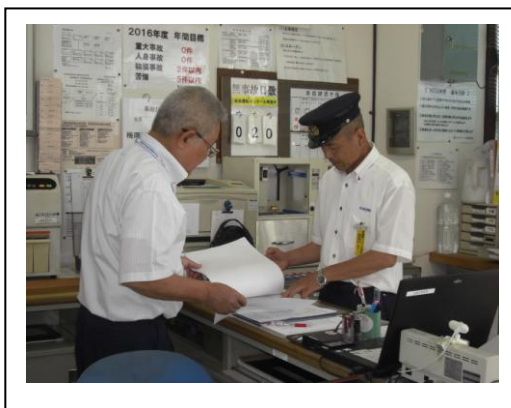
6. 輸送の安全に関する計画

重点施策に則って、輸送の安全を確保するために策定した必要な計画とその実施状況については次のとおりであります。

- ① 教育、指導
 - ・外部機関による事故防止・法令・接遇教育（点呼執行者、補助者）
 - ・外部機関による旅客自動車ドライバー安全運転研修 乗合2日コース（乗務員）
 - ・外部委託による事故防止・法令・整備・エコドライブ教育（乗務員）
 - ・外部機関による事故防止・法令関係教育（運行管理者）
 - ・ドライブレコーダー映像による事故防止教育（乗務員）
 - ・アルコールに関する啓蒙・指導（達示、個人面接、手紙）
 - ・自社・他社・国交省発信事故情報の周知
 - ・健康管理指導票の定期的な提出・確認
- ② 監査指導
 - ・乗務監査（3月）
 - ・出勤監査、街頭監査（4月、7月、9月、12月）
- ③ 会議他
 - ・運営委員会（事故防止委員会）の実施（毎月1回）
 - ・助役会議の実施（7月、11月、3月）
 - ・静鉄グループ運輸安全マネジメント委員会への出席
 - ・静鉄グループ合同事故防止対策会議への出席
 - ・掛川市交通安全対策協議会への出席
 - ・交通安全協会掛川支部会議への出席
 - ・運輸安全マネジメント研修会（NASVA・国土交通省）への出席
 - ・県バス協会事故防止委員会への出席
 - ・バスの乗り方教室の開催（9月、10月、11月、2月）



【運営委員会】



【出勤点呼】



【ドライブレコーダー映像教習】



【助役会議】

7. 輸送の安全に関する予算等の実績額

2015年度の輸送の安全に関する予算等の主な実績額は、次のとおりであります。

(単位：千円)

主な項目	金額
中型ノンステップバス購入（1両）	7,710
アルコール検知器保守更新	98
ドライブレコーダー導入（1両）	210
運転記録証明書取得	14
旅客自動車ドライバー安全運転研修	88
LED前照灯交換（5両）	229
合計	8,349

8. 輸送の安全に関する教育および研修の計画

全社員に対して「運輸安全マネジメント」の周知徹底を図るため、次のような教育および研修を行いました。

- ① 個人面接指導の実施
 - ・年間事故防止目標について
 - ・月間事故防止目標について
 - ・日々指導目標について
 - ・健康管理・飲酒根絶について
 - ・その他事故防止指導（他社事故事例等）
- ② 適性診断の実施
 - ・一般診断3年に1度、適齢診断2年に1度の受診をし、診断結果から運行管理者によるカウンセリングを実施
- ③ 運転記録証明書の取得（年1回、9月）
 - ・安全意識の高揚に役立てるために実施。優秀安全運転事業所表彰を受賞。
- ④ 運営委員会の開催（毎月）
- ⑤ 助役会議の開催（年3回）
- ⑥ 交通安全運動への参加
- ⑦ 運行管理者一般講習への参加
- ⑧ 防災訓練の実施（9/1, 3/11）
- ⑨ 外部研修会への参加
- ⑩ 乗務員手帳の確認と管理者の押印
- ⑪ 紙上研修の実施
 - ・会社方針、重点施策、運輸安全マネジメント、その他の理解度を高めるために実施。
- ⑫ 救急救命講習への参加

9. 輸送の安全に関する内部監査結果およびそれを踏まえた措置内容

輸送の安全に関する内部監査を2016年2月に実施し、その結果及びそれを踏まえた措置内容は次のとおりであります。

（重点監査項目）

- ① 経営トップの責務（各種関与について）
- ② 事故、ヒヤリ・ハット情報の収集および活用（リスク管理全般）
- ③ 安全マネジメント体制を維持するために必要な教育・訓練等

(評価事項)

- ①ソフト面においては、経営トップ自らが発行する「壁新聞」により安全へのコミットメントの意思を明確にしている。
- ②ハード面においては、車両の前照灯の交換（LED灯）をはかり安全対策に取り組んでいる。

(指摘事項)

- ①運輸安全マネジメント制度の趣旨等の理解を深めるため、安全管理に従事する者への教育の実施、有効性について見直す仕組みを検討すること。
- ②事故、ヒヤリ・ハット情報の結果を踏まえ、絞り込んだ原因を全乗務員に展開する場合、個々に確認されたという証が曖昧なため、その有効性について仕組みを検討すること。

(措置内容)

- ①運輸安全マネジメントにおける制度の趣旨等の理解を深めるため、管理職レベルにおいても定期的に講習会へ参加させる。（トップおよび管理職での統一した考え方を共有する）
- ②事故防止に関する情報を全乗務員に周知できたかを確認するため、バス会社や国交省からの必要度の高い通達類には確認後捺印をとる。

10. 安全統括管理者、安全管理規程

- ① 安全統括管理者：取締役社長 小長井智尚
- ② 安全管理規程：(別紙1)『安全管理規程』参照

11. 事故、災害等に関する報告連絡体制

(別紙3)『事故、災害等に関する報告連絡体制』参照

(別紙1)『安全管理規程』

安全管理規程

制定 平成 18 年 11 月 15 日

一部改定 平成 22 年 4 月 1 日

第1章 総 則

(目 的)

第1条 この規定は(以下「本規程」という。)は、道路運送法(以下「法」という。)第22条の2第2項の規定に基づき、輸送の安全を確保するために遵守すべき事項を定め、もって輸送の安全性の向上を図ることを目的とする。

(適用範囲)

第2条 本規程は、掛川バスサービス株式会社の一般旅客自動車運送事業に係る業務活動に適用する。

第2章 輸送の安全を確保するための事業運営の方針等

(安全に関する基本的な方針)

第3条 社長は、輸送の安全の確保が事業経営の根幹であることを深く認識し、社内において輸送の安全の確保に主導的な役割を果たす。また、現場における安全に関する声に真摯に耳を傾けるなど現場の状況を十分に踏まえつつ、社員に対し輸送の安全が最も重要であるという認識を徹底させる。

- 2 輸送安全に関する計画の策定、実行、チェック、改善、(Plan Do Check Action)を確実に実行し、安全対策を不断に見直すことにより、全社員が一丸となって業務を遂行することにより、絶えず輸送の安全の向上に努める。また、安全性に関する情報については、積極的に公表する。

(安全を確保するための重点施策)

第4条 前条の安全に関する方針に基づき、次に掲げる事項を実施する。

- ① 輸送の安全の確保は会社における最重要事項であるという認識を徹底し、関係法令および本規程に定められた事項を遵守すること。
- ② 輸送の安全に関する費用支出および投資を積極かつ効率的に行うよう努めること。
- ③ 輸送の安全確保に関する具体的な目標を定め、それを達成するための具体的な計画を策定し、的確に実行すること。
- ④ 計画が的確に実施されているか、適時適切に内部監査を行い、是正措置または予防措置を講じること。
- ⑤ 輸送の安全に関する情報の連絡体制を確立し、社内において必要な情報を伝達、共有すること。

- ⑥ 輸送の安全に関する教育および訓練の具体的な計画を策定し、これを的確に実施すること。

(輸送の安全に関する目標)

第5条 第3条に掲げる方針に基づき、次に定める目標を策定する。

- ① 会社全体の年間目標
- ② 会社全体の月間目標

(輸送の安全に関する計画)

第6条 前条に掲げる目標を達成するため、輸送の安全の確保をするために必要な計画を策定する。

第3章 輸送の安全を確保するための事業の実施およびその管理体制

(社長等の責務)

第7条 社長は、輸送の安全の確保に関する最終的な責任を有する。

- 2 社長はじめ取締役は、輸送の安全の確保に関し、安全統括管理者がその職務を適正に行うための予算の確保、体制の構築等に必要な措置を講ずる。
- 3 社長はじめ取締役は、輸送の安全の確保に関し、安全統括管理者の意見を尊重する。
- 4 社長はじめ取締役は、輸送の安全確保をするために業務の実施および管理の状況が適切かどうかを常に確認し、必要な改善を行う。

(社内組織)

第8条 社長は、次に掲げる者を選任し、輸送の安全の確保について責任ある体制を構築する。

- ① 安全統括管理者
 - ② 運行管理者
 - ③ 整備管理者
 - ④ その他必要な責任者
- 2 支配人、整備管理者は安全統括管理者の命を受け、輸送の安全確保に関し営業所及び乗務員に指導監督を行う。
 - 3 安全に関する組織体制および指揮命令系統については、別に定める組織図による。なお、安全統括管理者が病気を理由に不在である場合における指揮命令系統については、社長又は係長が代行する。

(安全統括管理者の選任および解任)

第9条 旅客自動車運送事業運輸規則第47条の5に規定する要件を満たす中から安全統括管理者を選任する。

- 2 安全統括管理者が次の各号のいずれかに該当することになったときは、当該管理者を解任する。

- ① 国土交通大臣の解任命令が出されたとき。
- ② 身体の故障その他やむを得ない事由により職務を引き続き行うことが困難になったとき。
- ③ 関係法令等の違反または輸送の安全の確保の状況に関する確認を怠る等により、安全統括管理者がその職務を引き続き行うことが輸送の安全の確保に支障を及ぼすおそれがあると認められたとき。

(安全統括管理者の責務)

第10条 安全統括管理者は、次に掲げる責務を有する。

- ① 全社員に対し、関係法令等の遵守と輸送の安全確保が最も重要であるという意識を徹底すること。
- ② 輸送の安全の確保に関し、その実施および管理の体制を確立、維持すること。
- ③ 第3条の輸送の安全に関する方針、第4条の輸送の安全に関する重点施策、第5条の輸送の安全に関する目標および第6条の輸送の安全に関する計画を実施すること。
- ④ 輸送の安全に関する報告連絡体制を構築し、社員に対し周知を図ること。
- ⑤ 輸送の安全の確保の状況について、定期的に、かつ必要に応じて、随時、内部監査を行い、社長はじめ取締役等に報告すること。
- ⑥ 社長はじめ取締役等に対し、輸送の安全の確保に関し、必要な改善に関する意見を述べる等必要な改善の措置を講じること。
- ⑦ 運行管理が適正に行われるよう、統括管理すること。
- ⑧ 整備管理が適正に行われるよう、整備管理者を統括管理すること。
- ⑨ 輸送の安全を確保するために、必要な教育または研修を行うこと。
- ⑩ その他の輸送の安全の確保に関する統括管理を行うこと。

第4章 輸送の安全を確保するための事業の実施およびその管理の方法

(輸送の安全に関する重点施策の実施)

第11条 第3条の輸送の安全に関する基本的な方針に基づき、第5条の輸送の安全に関する目標を達成すべく、第6条の輸送の安全に関する計画に従い、第4条の輸送の安全に関する重点施策を着実に実施する。

(安全に関する情報の共有および伝達)

第12条 社長・支配人・運行管理者が運転者等との双方向の意思疎通を十分に行うことにより、輸送の安全に関する情報が適時適切に社内において伝達され、共有されるように努める。また、安全性を損なう事態が発見された場合には、看過したり、隠蔽したりせず、直に関係者に伝え、適切な対処策を講じる。

(事故、災害等に関する報告連絡体制)

- 第13条 事故、災害等が発生した場合における当該事故、災害等に関する報告連絡体制は、別に定める。
- 2 事故、災害等に関する報告が、安全統括管理者、社長はじめ社内の必要な部所に速やかに伝達されるように努める。
 - 3 安全統括管理者は、社内において報告連絡体制の周知を図るとともに、第1項の報告連絡体制が十分に機能し、事故、災害等が発生した後の対応が円滑に進むよう必要な指示等を行う。
 - 4 自動車事故報告規程（昭和26年運輸省令第104号）に定める事故、災害等があった場合は、報告規則の規定に基づき、国土交通大臣へ必要な報告または届出を行う。

(輸送の安全に関する教育および研修)

- 第14条 第5条の安全目標を達成するため、必要となる人材育成のための教育および研修に関する具体的な計画を策定し、着実に実施する。

(輸送の安全に関する内部監査)

- 第15条 安全統括管理者は、自らまたは安全統括管理者が指名する者を実施責任者として、安全マネジメントの実施状況を点検するため、少なくとも1年に1回以上、適切な時期を定めて輸送の安全に関する内部監査を実施する。
- 2 安全統括管理者は、前項の内部監査が終了した場合はその結果を、改善すべき事項が認められた場合はその内容を、速やかに、社長はじめ取締役等に報告するとともに、輸送の安全の確保のため必要な方策を検討し、必要に応じ、当面必要となる緊急の是正措置または予防措置を講じる。

(輸送の安全確保のための業務の改善)

- 第16条 安全統括管理者から事故、災害等に関する報告または前条の内部監査の結果や改善すべき事項の報告もしくは輸送の安全の確保のために必要と認められる場合には、輸送の安全の確保のための改善に関する必要な方策を検討し、是正措置または予防措置を講じる。
- 2 悪質な法令違反等により重大事故を起こした場合は、安全対策全般または必要な事項において現在よりも更に高度の安全の確保のための措置を講じる。

(情報の公開)

- 第17条 輸送の安全に関する項目を次のとおり、毎年度、外部に対し公表する。
- ①輸送の安全に関する基本的な方針
 - ②輸送の安全に関する目標および当該目標の達成状況

- ③自動車事故報告規則第2条に規定する事故に関する統計
(総件数および類型別の事故件数)
- ④輸送の安全に関する組織体制および指揮命令系統
- ⑤輸送の安全に関する重点施策
- ⑥輸送の安全に関する計画
- ⑦輸送の安全に関する予算等の実績額
- ⑧事故、災害等に関する報告連絡体制
- ⑨安全統括管理者、安全管理規程
- ⑩輸送の安全に関する教育および研修の計画
- ⑪輸送の安全に関する内部監査結果およびそれを踏まえた措置内容

- 2 事故発生後における再発防止策等、行政処分後に輸送の安全の確保のために講じた改善状況について国土交通省に報告した場合には、速やかに外部に対し公表する。

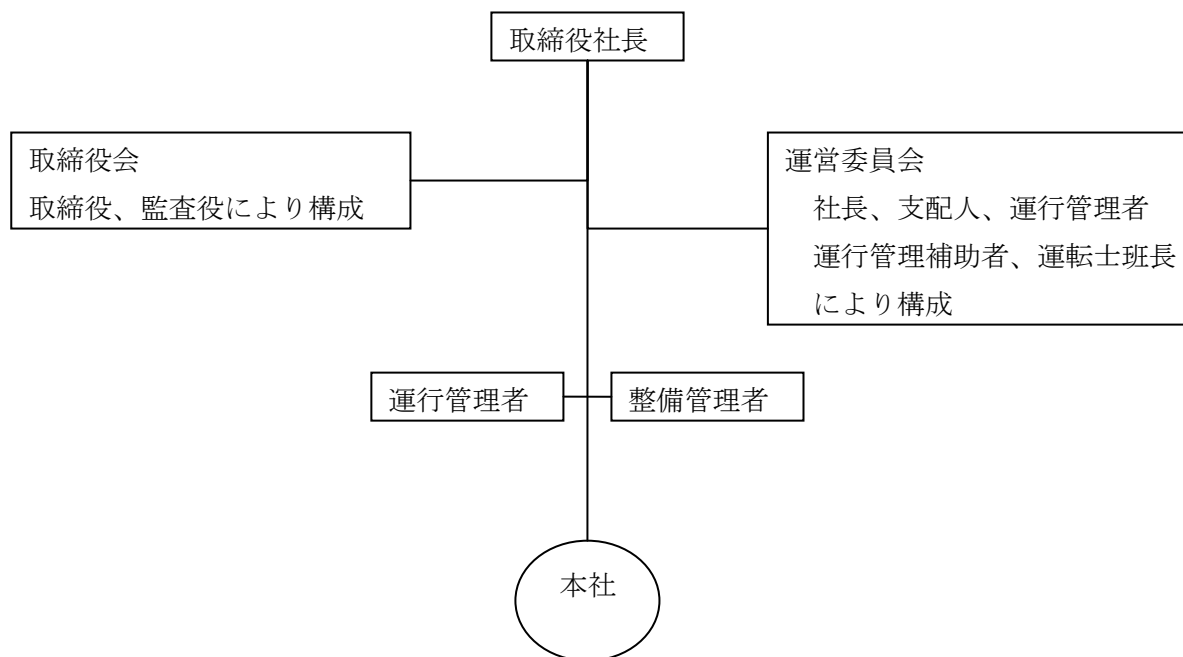
(輸送の安全の確保に関する記録の管理等)

第18条 本規則は、業務の実態に応じて定期的に見直しを行う。

- 2 輸送の安全の確保に関する事業運営上の方針の作成に当たっての会議の議事録、報告体制、事故、災害等の報告、安全統括管理者の指示、内部監査の結果、社長はじめ取締役等に報告した是正措置または予防措置等を記録し、これを適切に保存する。
- 3 前項に掲げる情報その他の輸送の安全に関する情報に関する記録および保存の方法は別に定める

第19条 本規程は、平成22年4月1日から施行する。

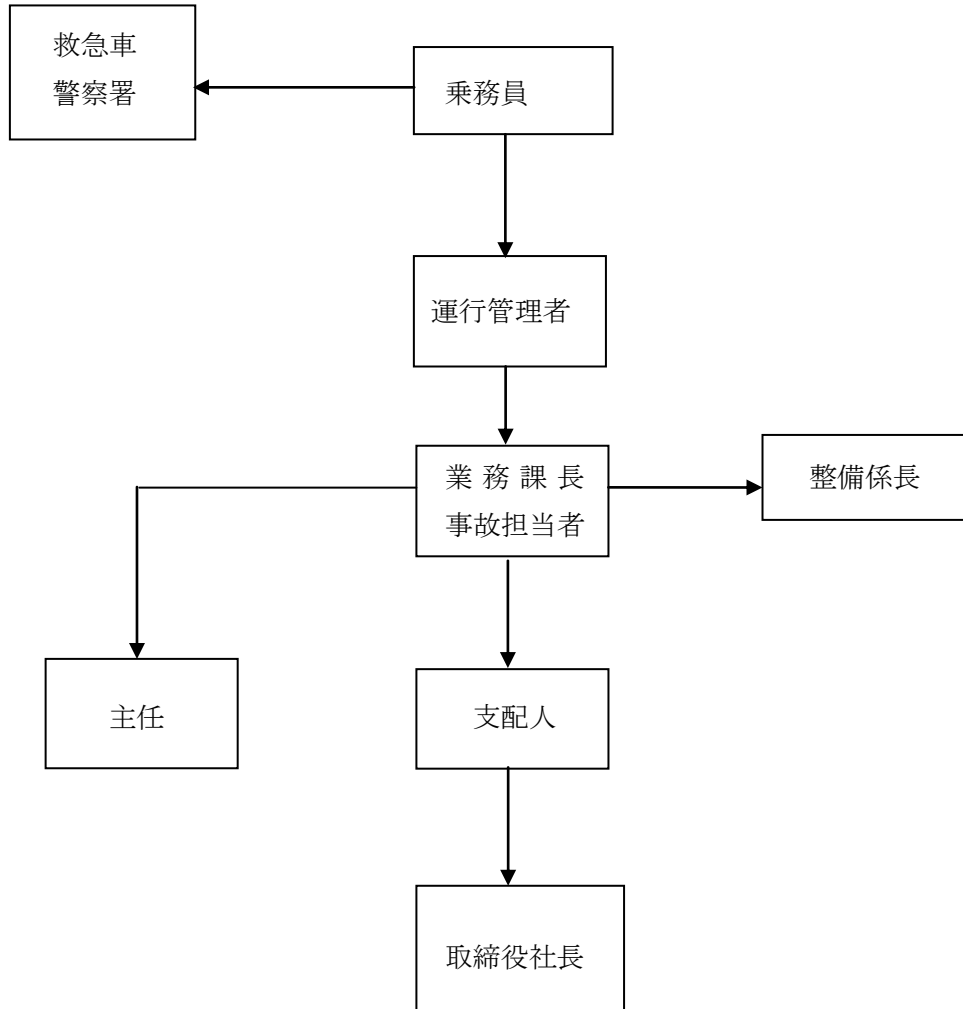
(別紙2) 『輸送の安全に関する組織体制および指揮命令系統』



内部監査
担当者の計画に基づく監査の実施

※乗務員及び社員教育は、社長、支配人及び業務課長が担当
※乗務員以外への教育は、社長および支配人が担当

(別紙3) 『事故、災害等に関する報告連絡体制』



今後も「運輸の安全安心」に、役員・従業員が一丸となって取り組んで参ります。

当社の「安全」への取り組みに関しまして、ご意見・ご要望などがございましたら、ご連絡くださいませ。

【ご連絡先】 (0537) 24-7331

2015年度 運輸安全報告書

掛川バスサービス株式会社

〒436-0074

掛川市葛川字山崎452-1

<http://www.kakegawabus.co.jp/>

2016年6月発行